

令和7年4月1日

浜松市上下水道部

浜松市上下水道部 水道事業 管種採用基準

1 目的

本市の水道事業は、管路総布設延長5,509kmという莫大な水道施設に加え、埋設環境としても市町村合併や簡易水道事業などの統合による広域な給水区域、中山間地域、沿岸部など、多種多様な布設条件が存在するという課題を抱えている。

こうした背景のもと、「浜松市水道事業アセットマネジメント計画 2025」に基づき、上下水道一体で耐震化を推進し、実耐用年数の見直しによりイニシャルコストを考慮した低コスト材料の積極的採用の実現に向け、管の特徴（管種の性能）を最大限に生かした適材適所かつ適正な管路整備に必要となる管種採用基準を定めるものである

2 ダクタイル鋳鉄管（耐震型継手）採用基準

ダクタイル鋳鉄管（耐震型継手）を採用する水道施設は、配水支管φ200mm以上、基幹管路（配水本管、導・送水管）とする。

3 水道配水用ポリエチレン管（融着継手）採用基準

水道配水用ポリエチレン管（融着継手）を採用する水道施設は、配水支管φ50mmからφ150mmまでとする。

4 その他取り決め事項

地域特性、現場条件、技術的事由、その他やむを得ない事情がある場合、各課の判断において採用する管種などを選定できるものとする。